

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	いすゞ自動車(株)			コード	7202
提出日	2020/6/9	異動（予定）日	2020/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	柴田 光義	社外取締役	○										○					有
2	中山 こずゑ	社外取締役	○													○	新任	有
3	進藤 哲彦	社外監査役	○										△					有
4	三雲 隆	社外監査役	○										△					有
5	河村 寛治	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	柴田光義氏が長年勤めている古河電気工業(株)（以下当該取引先という）と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも重要性は認められない。また当該取引先等から見ても特段重要性は認められないと考えられる。	柴田光義氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
2	—	中山こずゑ氏は、自動車産業に関する豊富な知識および企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
3	進藤哲彦氏が長年勤めていた(株)日本政策投資銀行（以下当該取引先という）と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社から見て重要性は認められない。また当該取引先から見ても特段重要性は認められないと考えられる。	進藤哲彦氏は、金融・財務面で高い専門性と豊富な経験により財務および会計に関する相当程度の知見を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
4	三雲隆氏が長年勤めていた三菱UFJ信託銀行(株)（以下当該取引先という）と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社から見て重要性は認められない。また当該取引先から見ても特段重要性は認められないと考えられる。	三雲隆氏は、金融および企業経営等に関する豊富な経験と見識を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
5	—	河村寛治氏は、企業法務に関する専門的な見地と豊富な経験を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。

4. 補足説明

コーポレートガバナンス・コード原則4-9が要請する社外取締役の独立性を判断する基準として当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しており、このうち当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者および当社の主要な取引先又はその業務執行者の場合の「主要な」取引先とは、当社との取引高が取引先又は当社のいずれかの前連結会計年度における連結売上高の2%以上となる取引先とし、さらに当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を受けている場合又は所属する団体が寄付を受けている場合の「多額」の基準は年間1千万円以上としております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。